

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の平成28年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.04 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.34 億円

(単位:千円)

事業名		平成28年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	150,569	2,980		3,035	10,242	134,312
	障害者福祉事業	422,443	293,113		6,301	8,716	114,313
	児童福祉事業	581,452	382,092		42,994	11,079	145,287
	母子福祉事業	53,269	15,750		6	2,658	34,855
	小 計	1,207,733	693,935	0	52,336	32,695	428,767
社会保険	国民健康保険事業	177,109	79,132			6,942	91,035
	後期高齢者医療事業	206,961	33,655			12,279	161,027
	介護保険事業	245,860	3,104			17,199	225,557
	小 計	629,930	115,891	0	0	36,420	477,619
保健衛生	疾病予防対策事業	130,138	2,376		1,739	8,929	117,094
	病院事業	366,347				25,956	340,391
	小 計	496,485	2,376	0	1,739	34,885	457,485
合 計		2,334,148	812,202	0	54,075	104,000	1,363,871